



2026年5月14日

各位

会社名 株式会社 マルイチ産商
 代表者名 代表取締役社長 柏木 康全
 社長執行役員
 (コード番号8228 名証メイン)
 問合せ先 取締役常務執行役員 仁科 圭右
 コーポレート部門統括
 TEL 026-285-4101 (代表)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 払込期日 | 2026年8月20日 |
| (2) 処分する株式の種類及び総数 | 当社普通株式 81,300株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき1,150円 |
| (4) 処分総額 | 93,495,000円 |
| (5) 割当予定先 | 当社従業員 813名 81,300株 |

2. 処分の目的及び理由

2026年2月27日付「従業員向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）に加入している従業員（以下、「割当対象者」といいます。）に対して、当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を提供することによって、当社従業員の財産形成の一助とするほか、当社従業員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することでエンゲージメント向上と経営参画意識を高めつつ、当社の株主との中長期的な価値共有を進めることを目的として、特定譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2026年2月27日の取締役会で決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、割当対象者813名に対し、金銭債権合計93,495,000円（以下、「本金銭債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者813名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式81,300株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本割当株式は、引受けを希望する割当対象者に対してのみ割当てるものであり、当該割当対象者に対して現物出資するための本金銭債権が当社から支給されるものであるため、本制度の導入によって当社の従業員賃金が減額されることはありません。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を5年間としております。

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2026年8月20日から2031年8月19日まで割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間中、継続して当社の従業員の地位にあり、かつ持株会の会員であったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、定年又は転籍等の正当な理由により退職した場合又は死亡により退職した場合、払込期日を含む月から退職した日を含む月までの月数を60で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。また、割当契約で定める一定の事由に該当した場合、その他法令違反行為等を行った場合には、本割当株式の全部について、当該該当した時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を60で除した数に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2026年5月13日）の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値である1,150円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上